

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	鹿角市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kazuno.akita.jp/gyosei/index.html

執行機関名 鹿角市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	鹿角市福祉医療費支給要綱(平成12年鹿角市訓令第44号)による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親等)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鹿角市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年鹿角市条例第32号)別表第1 第1の項 鹿角市福祉医療費支給要綱(平成12年鹿角市訓令第44号)による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第一条	鹿角市福祉医療費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	第1条 この要綱は、鹿角市(以下「市」という。)に居住地を有する乳幼児及び小学生、中学生、 <u>ひとり親家庭の児童</u> 、高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者の心身の健康の保持と <u>生活の安定</u> を図るために実施する福祉医療費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		鹿角市福祉医療費支給要綱(平成12年鹿角市訓令第44号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	鹿角市福祉医療費支給要綱第5条第1項及び第3項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	受給資格及び手当の額の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての支給の制限の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	鹿角市福祉医療費支給要綱第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請に係る福祉医療費の支給を受けようとする者又は受給者等の世帯員及び受給者等の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
備考		